

■ 医療安全への取り組み(基本方針)

I 医療安全管理に関する基本的な考え方

1. 大阪府済生会 新泉南病院では、患者様が安心して医療を受けていただけるよう医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的方策及び医療事故発生時の対応等について指針を示し、適切な医療安全対策に取り組んでいきます。
2. 当院の理念に基づき、全職員が医療安全の必要性・重要性を認識し、医療事故を未然に防ぐ体制を構築するとともに医療安全管理の強化充実に努めます。

II 医療安全対策のための組織に関する基本的事項

1. 医療安全管理部門の設置

医療安全管理体制の確保および推進のために、病院長を部長とする医療安全管理部に医療安全管理部門を設置し、医療安全対策管理者等を配置しています。

2. 医療安全管理対策委員会の設置

- 1) 当院の委員会規定に基づき、病院長を委員長とし各部署の医療安全推進者等を構成員とする医療安全管理対策委員会を設置しています。
- 2) 委員会は医療安全管理に係る基本方針に関する事項、安全かつ適正な医療提供体制の確保及び推進に関する事項等について審議、決定を行います。
- 3) 委員会は毎月1回定期的に開催し、緊急時には臨時委員会を開催します。

3. 医療安全対策地域連携

当院は、医療安全対策加算2を算定し医療安全対策について地域連携を行っています。

III 医療に係る安全管理のための職員研修等に関する基本方針

1. 医療安全に係る職員研修を、全職員対象に年2回以上開催します。
2. 当院の医療安全管理体制を確保するため、それぞれの責任者は「医療安全管理に係る研修」を定期的に受講します。

IV 事故報告等の医療に係る安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

1. 医療に係る安全管理の確保のため、広くインシデント・アクシデント等の事例を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及び実施状況の評価をしています。
2. 報告等に基づく医療に係る安全確保を目的とした改善方策については、当院の「医療安全管理対策マニュアル」に定めて実施しています。

V 医療事故発生時の対応に関する基本方針

1. 医療側の過失によるか否かを問わず、患者様に望ましくない事象が生じた場合には 先ず、第一に病院の総力を結集し患者様の救命と被害の拡大防止に全力を尽くします。
2. 医療事故発生時の対応は、「医療安全管理対策マニュアル」に定めています。

VI 医療従事者と患者様との情報共有に関する基本方針

1. 診療情報の共有をしています。
2. 本指針は、当院ホームページ上に公開し、患者様及びご家族様からの開示の求めがあった場合はこれに応じます。

VII 患者様からの相談への対応に関する基本方針

1. 患者様の相談に応じる体制として医療安全に係る患者相談窓口を設置しています。
2. 患者様の意向を尊重して直接相談、苦情等を求めてきた場合には、これを受けた部署が対応します。
3. 患者様からの相談や苦情は、当院の医療安全対策等の見直しにも活用します。
4. 患者相談窓口の業務及び運営等は、医療安全管理対策マニュアルの「患者相談窓口業務」に定めています。